

四日市市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 1 号

四日市市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員住居手当支給規則（昭和 4 9 年四日市市規則第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（適用除外職員） 第 2 条 条例第 4 0 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）職員の扶養親族たる者（<u>職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受けているもの及び<u>条例第 3 3 条に規定する扶養親族で四日市市職員の給与の支給に関する規則（昭和 6 2 年四日市市規則第 1 0 号）第 7 条第 3 項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）</u>が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）<u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外の</u>	（適用除外職員） 第 2 条 条例第 4 0 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。 （1）（略） （2）職員の扶養親族たる者（<u>条例第 3 3 条に規定する扶養親族で条例第 3 6 条の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）</u>）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）<u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</u>

ものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第40条の2第1項第2号の規則で定める職員は、四日市市職員単身赴任手当支給規則(平成2年四日市市規則第26号)第4条の2第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する転任(新たに給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用)の直前の住居であった住宅(市が設置する公舎及びその他規則で定める住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、条例第40条の2第1項第1号に規定する月額を超える家賃を支払っているものとする。

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第40条の2第1項第2号の規則で定める職員は、四日市市職員単身赴任手当支給規則(平成2年四日市市規則第26号)第4条の2第2項に該当する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する転任(四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和33年四日市市条例第15号)の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者にあつては、当該適用)の直前の住居であった住宅(市が設置する公舎及びその他規則で定める住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、条例第40条の2第1項第1号に規定する月額を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第6条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として任命権者が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第40条の2第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定するものとする。前条第3項に規定する場合においても、同様とする。

2 (略)

(支給の始期及び終期)

第9条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第40条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った日(任命権者が定める場合にあっては、当該要件を欠くに至った日以降の日で任命権者が定める日)の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住

(届出)

第6条 (略)

2 (略)

(確認及び決定)

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が条例第40条の2第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定するものとする。

2 (略)

(支給の始期及び終期)

第9条 住居手当の支給は、職員が新たに条例第40条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた

居手当の支給の開始については、第 6 条第 1 項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）	日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。 2 （略）
---	--

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（総務部人事課）